事業番号	140

平成27年度 事務事業評価シート

事業の概要

事務事業名	小牧市後期高齢者医療特別会計繰出金								担当部	健康福祉部	
会計区分	一般会計			事業類型	実施計画事業				担当課	保険年金課	
事業期間	平成20年度 ～ 平成30年度以降								担当係	医療係	
総合計画分野別計画	主目的	2 保健・福祉	11 保険・福祉医療	1 健全な国民健康保険・後期高齢者医療制度を運営します							
	副目的	8-2								実施計画対象	○
予算区分	款	3	項	2	目	3	大	4	中	1	
根拠法令・個別計画	高齢者の医療の確保に関する法律										
目的（対象をどの様な状態にするのか）	後期高齢者医療における療養給付費負担金、事務経費等市負担部分を、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出金として予算措置をし、後期高齢者医療会計の安定を図る。										
内容（手段）	後期高齢者医療制度に係る本市の事務費、広域連合に納入する共通経費、後期高齢者医療制度に加入する小牧市の被保険者分の医療給付費の1/12(市負担分)、低所得者の保険料の軽減分を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出金をとして支出する。 市では、後期高齢者医療制度に加入する被保険者の各種申請、届出業務の受付、制度に関する広報、相談業務、保険証の引渡し、広域連合で賦課した保険料の徴収を行った。 直接経費の内訳（H26決算額） 1,086,492,663円 ・繰出金 保険基盤安定繰出金(低所得者等の保険料軽減分の補填) 182,643,957円 療養給付費負担金(医療給付費の1/12を市で負担) 858,530,202円 後期高齢者医療広域連合共通経費負担金 22,824,793円 （広域連合の事務費を人口割等で各市町村で負担） 事務費等 （市の一般事務費） 11,341,094円 （保険料の賦課徴収費） 11,152,617円 直接経費の内訳（H27予算額） 1,207,398,000円 ・繰出金 保険基盤安定繰出金(低所得者等の保険料軽減分の補填) 197,338,000円 療養給付費負担金(医療給付費の1/12を市で負担) 960,192,000円 後期高齢者医療広域連合共通経費負担金 27,195,000円 （広域連合の事務費を人口割等で各市町村で負担） 事務費等 （市の一般事務費） 8,005,000円 （保険料の賦課徴収費） 13,544,000円 （一時借入金利子・予備費） 1,124,000円										
受益者負担	無										

コスト

			単位	H24決算額	H25決算額	H26決算額	H27予算額
費用	直接経費		千円	957,813	1,030,521	1,086,492	1,207,398
	正職員	従事者数	人	0.88	0.90	0.88	0.92
		人件費	千円	4,628	4,734	4,628	4,839
	その他職員	従事者数	人	0.44	0.45	0.44	0.46
		人件費	千円	838	684	669	698
	費用合計		千円	963,279	1,035,939	1,091,789	1,212,935
	対前年比		%		107.5	105.3	111.0
財源	一般財源		千円	855,519	921,019	954,806	1,064,932
	国・県支出金		千円	107,760	114,920	136,983	148,003
	その他財源		千円	0	0	0	0

事業番号	140

業績	活動指標名	単位		H24	H25	H26	H27
	短期被保険者証交付枚数	回	目標	—	—	—	—
			実績	39	16	14	
	受給者数	人	目標	—	—	—	—
			実績	12,662	13,331	13,992	
	口座振替の推進（納付書に口座加入の案内封入）	件	目標	540	800	600	800
			実績	769	594	781	
	成果指標名	単位		H24	H25	H26	H27
	保険料収納率	%	目標	99	99	99	99
			実績	98.5	98.4	98.6	
	口座振替率（普通徴収分）	%	目標	60	80	80	80
			実績	71	73	73	

事業の自己評価			
平成26年度の実施結果	事業の達成状況	一般会計からの繰出金は、当初予算では1,117,949千円を見込んでいたが、決算値では1,086,492千円と若干見込みを下回る支出となった。これは、平成25年度の医療費実績が見込みを下回り、平成25年度療養給付費負担金の精算分で27,654千円の歳入があったためである。	
	事業実施における課題	低所得者の保険料減額分の公費負担として県が3/4、市が1/4を負担すること並びに被保険者の医療費の保険給付分の1/12を市が負担することが法律で規定されており、高齢者の医療費が増加する中、今後も繰出金の増加が見込まれる。	
	事業を縮小・廃止したときの影響	繰出金については、法律に基づき執行されている事業であり、市のみの判断で事業の縮小・廃止をすることはできない。	
平成27年度の改善内容	27年度における事業の改善・見直し内容（新規追加事項、廃止・削減事項等）	財源確保のためにも、引き続き、保険料収納率を下げないように努力する必要がある。また、医療費の適正化を図ることで、医療費の伸びを抑制するため、保険者である愛知県後期高齢者広域連合との連携・協力を深める。広域連合が主体となり平成26年度から頻回受診者訪問指導事業を開始（愛知県全体で対象者延べ600名）しており、今後は、対象者数を増やしていく予定である。 また口座振替手続の簡略化のためのペイジーの利用推進、収税課と連携した早期滞納者の納入勧奨を行っていく。	
平成28年度の事業の方向性	方向性の判定	維　持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの（対象や手段を見直す場合も含む）
	判定理由	後期高齢者医療制度の安定した運営を行なっていく上でも、持続可能な制度として一般会計からの繰出金を含め適正に運営していく必要がある。	
	28年度以降の改善案	財源確保のためにも、保険料収納率を下げないように努力する必要がある。また、医療費の適正化を図ることで、医療費の伸びを抑制するため、今後も、保険者である愛知県後期高齢者広域連合を通して、他市の先進的な取組を参考にして、改善に取組んでいく。 【方向性】・普通徴収対象者の口座振替率の向上　・ジェネリック医薬品の利用促進 ・不適正受診者数の減少・健康診査の受診勧奨	

二次評価	方向性の判定	判　定　理　由
	維　持	一次評価のとおり。